

熊本市賃借料情報(令和6年度)

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画及び農地中間管理機構の推進に関する法律に係る農用地利用集積等促進計画により、公告された**賃借料(10a当たり年額)**は、以下のとおりとなっています。

令和7年4月7日

熊本市農業委員会

【 田 】

内容	平均額	最高額	最低額	筆数
相対（水稻）	13,335円	18,000円	5,000円	92筆
農地中間管理機構（水稻）	11,839円	41,195円	3,311円	1,154筆

※物納は含みません。

【 畑 】

内容	平均額	最高額	最低額	筆数
相対(露地野菜、畑作物等)	11,702円	15,000円	5,000円	92筆
農地中間管理機構(畑作物等)	8,932円	30,000円	1,199円	242筆
相対(施設野菜)	34,640円	68,000円	10,000円	25筆
相対(果樹)	12,175円	20,000円	6,700円	20筆
相対(飼料作物)	12,833円	15,000円	5,000円	12筆

※物納は含みません。

農地法第52条の情報の提供等に基づくものである。